

## 第7回 コンテンツ流通促進検討会 議事概要

日 時：平成14年2月26日(火) 14時00分～16時00分

場 所：経済産業省 本館2階東3会議室

出席者：(五十音順、敬称略)

座長 月尾 嘉男 東京大学大学院新領域創生科学研究科教授  
委員 安念 潤司 成蹊大学法学部教授  
飯田 尚一 (株)電通メディア・コンテンツ計画局ビジネス開発部長  
井崎 直次 (株)ニフティ取締役  
板垣 陽治 フジテレビジョン(株)総合権利センター著作権部長  
江口 覚郎 ソニー(株)放送メディア推進室統括課長  
尾木 徹 (社)日本音楽事業者協会常任理事  
加藤 衛 (社)日本音楽著作権協会常任理事  
加藤 嘉一 (株)東京放送テレビ編成局メディアライツ推進部長  
金子 信幸 伊藤忠商事(株)メディア事業部門ネットワーク・コンテンツ部長  
上出 卓 (社)音楽制作者連盟顧問  
吉良 正男 NTT-MEマーケティング本部21担当部長  
久保 雅一 (株)小学館ミュージック&デジタルエンタテイメント取締役  
斎藤 汎司 日本テレビ放送網(株)コンテンツ事業局次長  
砂川 浩慶 (社)日本民間放送連盟著作権部主事  
高村 裕 (株)オフィス・トゥー・ワン常務取締役  
田胡 修一 (株)日立製作所デジタルメディアグループ担当部長  
田中 純一 (社)日本レコード協会テクノロジーセンター長  
土井 宏文 (株)ジャパンデジタルコンテンツ代表取締役社長  
林 紘一郎 慶応義塾大学教授  
春山 昭彦 吉本興業(株)制作営業統括部経営戦略室長  
真木 太郎 (株)ジェンコ代表取締役  
元橋 圭哉 NHK 総合企画室兼マルチメディア局副部長  
欠席 浜垣 博志 元気(株)代表取締役  
安田 浩 東京大学教授  
山田 有人 ロジャム(株)CEO&CFO

経済産業省

岸本 周平 文化情報関連産業課課長  
荒井 勝喜 公正取引委員会経済取引局調整課課長補佐  
片岡 宏一郎 文化情報関連産業課課長補佐  
浅野 雄一郎 文化情報関連産業課課長補佐  
小林 洋介 文化情報関連産業課課長補佐

オブザーバ

角田 周一 (財)デジタルコンテンツ協会専務理事

次回検討会：

3月14日(木)午後2時～4時 テーマ：資金調達問題

## 議事概要：

### 1．開会

片岡課長補佐が開会を宣した。

### 2．プレゼンテーション及び資料説明

#### 2．1 「通信と放送の融合分野における競争政策上の課題（中間報告）」

荒井課長補佐（公正取引委員会経済取引局調整課）より、資料に基づき説明がなされた。

#### 2．2 「コンテンツの流通をめぐる競争政策上の課題と対応について」

「コンテンツ流通に係る競争政策上の課題に関する実態把握調査」

片岡課長補佐より、上記二つの資料に基づき説明がなされた。

#### 2．3 「アニメーション産業研究会において検討中のモデル契約書案について」

小林課長補佐より、資料に基づき説明がなされた。

### 3．討議

#### 3．1 競争政策

良いコンテンツを作り、それを広く流通させていくインセンティブを確保するため、独禁法をバックボーンとしたスタンダードな契約雛型を作るということであるが、細かい問題はともかく、その方向性には賛成である。

昨年、香港PCCWと当方タレントの出演交渉をしたとき、相手方が出してきた契約書は既にブロードバンド対応で、一種スタンダードなものであった。これにより、当方としては、現状の問題点が交渉過程で明らかになったほか、交渉がスピーディーに進んだ経験がある。

説明のあった契約雛型では、二次利用権が製作プロダクションに帰属することとなっているが、この問題に関しては、当初のお金の性格を考える必要がある。当初のお金が地上波放送を一次的な目的としている場合、地上波放送に支障をきたすようなことが放送局以外の者によってブロードバンド配信で行われるのは、局としては到底認めることができない。そんなことが行われれば、当初の製作費自体が成立しない。二次利用権の窓口論では、誰が権利行使すれば諸権利を円滑に行使できるか、より多く稼ぐことができるか、また収入の分配はどうするかといったことを考える必要がある。これらについて、当事者は子細にシミュレーションしながら交渉している実態がある。

また、アニメの『製作著作』がプロダクションであることは局も現状認めているが、実態を考えれば少し問題がある。局プロデューサーは、企画や各話の脚本製作への関与はもとより、声優の選定、アフレコの監修、作画の監修、さらには、放送倫理上の問題や一頃話題になった光学的処理についてのガイドライン等といった問題に対するケアも行っており、著作権法上の著作者である。にもかかわらず、著作権がプロダクションに全部あるとなると、放送局はその著作行為、創作行為をプロダクションに一方的にサー

ビスしていることになる。

アニメーション番組の製作費は通常のバラエティ番組等と比べて高く、スポンサー総数も限られているため、編成がやりにくくなっている。こうした隘路を断ち切るべく、代理店が企画に参加し、お金を立て替え、その代わりに一定の権利主張をするといったことが行われている。また、局が編成製作費とは別に事業費を回すこともある。アニメーション製作を一つの事業としてとらえて、編成製作費を補填する形でお金を拠出し、その代わりに局がプロダクションと権利を持ち合っただけで資金を回収していくもので、既に実験的に行われはじめている。

契約書第4条に、「本件作品に含まれる既成音楽著作物の著作権を除き」と書かれているが、これは実態を反映していない。いろんなケースがある。したがって、「別段の定めのある場合を除き」といった文言を入れる必要がある。

当社の場合、アニメ作品の著作権帰属はほとんどアニメ製作会社である。製作には局プロデューサーが入り、局が製作費を支払う。局プロデューサーは発意と責任を持っており、思想感情の創作的表現にも携わっていると考えているが、著作権はほとんどアニメ製作会社に帰属するというのが慣例になっている。

本日提示された契約モデル案は、二次利用に関しても一方的に乙の製作会社に帰属するとなっているが、この点についてはビジネスに応じた幾つかの話し合いが既に行われている。例えば、共同出資という形でお金を出し合っただけで作り、著作権を共同でシェアし、二次利用についてはどちらかが幹事となって捌いていくといった形である。共同出資でも、出資率がフィフティ・フィフティばかりではなく、7対3のようなケースもある。製作会社から「局が70%出資する代わりに、ビデオ化の権利は局に差し上げます。ただし、著作権は五分五分です」と言ってくることもある。今日ここに提示された契約モデルも、もちろん一つの考え方であるが、既にいろんな契約が取り交わされている。

また、著作権の帰属に対する考え方は、放送局ごとに違うと思われる。当社では、製作実態を勘案して製作実態に応じた著作権の帰属を、話し合いによって決めていく。その結果、局に帰属するケースもあれば、プロダクションに帰属することも、共有になることもある。小さなプロダクションがランニングコストで困った場合には、部分的に前払いするといったオプションもある。こういったことからしても、私どもはプロダクションと、ある程度リベラルな付き合いをしていると思っている。

今日のご説明は、「製作会社は立場が弱く従属的であり、放送局は偉そうで、権力があって、好き勝手にやっている。こんなことでは今後コンテンツは流通しないから公正取引委員会が実態を監視して、独占禁止法の執行をはかり、ルール化していく」という内容かと思われる。しかし、この結論に至る元というか根っこは、アニメーションが放送事業の中でコンテンツ化されているときの話、あるいは製作会社と放送事業者が仕事をするときの極めて稀なケースに端を発しているのではないかと。自分の会社の実態を少し調べてきたが、今日表現されたような厳しい感じの仕事はわが社ではほ

とんどあり得ない。例えば、窓口権の濫用は、当社では全くと言っていいほどない。ここでは、何段論法かになるうちに、論理が飛躍し、小さなことが大きなことへ、最終的に放送事業全体につながられているように思われる。

また、ヒアリング結果のデータを出すのであれば、我々放送事業者が意見を言う機会もお作りいただき、それを含めて改めてデータとしてまとめていただきたい。

最後に質問。公正取引委員会が説明されたA3用紙のレジュメ最下部中央「第2コンテンツの流通促進のための競争環境整備」の二番目に、「放送事業者の保有する放送コンテンツの活用」と書かれている。この「放送事業者の保有するコンテンツ」とは、一体どの範囲のものを指しているのか。我々放送事業者は、自分達で作ったコンテンツについては製作著作がある。しかし、その著作権は実は様々な方がお持ちの大事な権利をお預かりしたものである場合が多い。つまり放送事業者は、皆様の大事な権利をお預かりしながら運営する立場である。先ほどの説明がこのあたりを視野に入れているかどうかは、放送事業者にとって大変重要なことであり、確認させていただきたい。

「放送事業者の保有する放送コンテンツ」を定義しているわけではない。ブロードバンド時代になってコンテンツが不足すると、民放やNHKが持っている映像等のコンテンツが有用になると言われている。その中には、著作権なり二次利用権を放送事業者が保有しているものもあれば、製作会社が保有しているものもあると思われるが、ここでは「放送で一次的に用いられたコンテンツ」という非常に広い意味で考えている。また、この問題は、著作権処理ルールの確立と合わせて解決していかなければならない問題であることは承知している。

放送事業者が果たしている社会的役割、文化的機能あるいは娯楽や報道といった面に対する評価がなされず、経済あるいは産業としてコンテンツをいかに二次利用・三次利用してビジネスを活性化していくかという視点だけで議論されると、確かにビジネスは活性化するかも知れないが、放送が持っている社会的役割を阻害するおそれがあるのではないかと。放送コンテンツそのものの中身がブアなものになれば、結局はその後の二次利用・三次利用も成り立たない。

メディアコンテンツ課のご尽力で開かれた講演会で、アメリカのメディアが垂直統合に向かっている要因の一つとして、流通を押さえ流通を保証することが製作の活性化につながるというお話があった。わが国の映像コンテンツについて言えば、放送事業者が果たしてきた役割は大きいと自負している。放送局が製作プロダクションを下請け的に使い、権利を全て取っているという構造がひょっとしたら一部あるかも知れないが、ほとんどはケースバイケースで、時代に即した対応を取っている。ここでは既に放送局とプロダクションはイコールの関係にあるのではないかと。

また、放送事業は、新しいコンテンツの製作、アバンギャルドな文化創造といったインキュベーションの役割も果たしている。放送局は、放送という大きな事業規模で、広告料や受信料という財源の裏付けのもと、10%20%という視聴者に納得してもらえるコンテンツを作り、インキュベーションの役割を果たしている。

A T P（全日本テレビ番組製作社連盟）は今年、『製作費削減に対する見解』を発表した。しかし、現時点において、減額に見合った制作内容の変更を示されることはほとんどない。これは公正な取引と言えるのか。そもそも放送局は、コストというものについてどのように考えているのか。例えば、製作予算について言えば、局製作とプロダクション製作との間のギャップが大きい。同じソフトを作る者の給与格差も大きい。4月以降の製作費削減あるいは番組打ち切りの中で、小さいプロダクションが潰れる可能性があるが、放送事業者はこれをどのように考えるのか。

また、電波行政の中で認可された5乃至6の事業者は寡占状態にあり、競争原理が働いていない。放送局が本当にユーザが求める番組を競争して作っているかという疑問である。編成を見ても分かるように6時台は全てニュースといった具合で、極めて横並びである。

A T P設立以来20年間、契約書のあり方に関する議論をしてきたが、神学論争になってしまい何も益を産み出さなかった。4、5年前からBS時代に対応したアクションプログラムということで、在京・在阪の民放10局及びNHKと話し合いを進めているが、これも神学論争化してしまうのではないかというおそれを抱いている。

アニメプロダクションの立場で放送局に質問する。契約書中の著作権表示の規定はどのようになっているか。また、過去に扱った作品を含めて、作品によって二次利用権がプロダクションにあたり、局にあたりするのは何故か。最後に、著作権問題に非常に厳しいのは、これ自体は大変よいことではあるが、中小プロダクションにとってはこうしたハードネゴシエーションは大変こたえる、最後は根負けするということにもなりかねない。その辺どのようにお考えか。

当社では、アニメ作品の著作権は全て完全な形で動画プロダクションにあるという形になっている。映画の世界で使われる“衣つき”の「製作：プロダクション」という形式を一般的に用いている。

二次利用権に関しては、個々の番組の特性や用意できる製作費に応じて、窓口権に関する交渉を個別に行っている。交渉の最大のポイントは、当事者のうちのどちらが、当該権利を行使するのに相応しいスタッフ、スキル、販路を持っているかという点である。プロダクションの中には、海外番販に力を入れてスタッフを養成し、既に海外展開するための人的ネットワークを築かれた会社もある。この場合、局が一方向的に権利を取るようなことない。ビデオグラムについても、相手方の販社を通した場合と局関連の販社を通した場合を比較して決める。

著作権法には映画製作者が著作権を保持することが明記されているのに、放送局からは、「権利を相手方に認める、あげる、譲る」といったような感じの発言が出る。これは既に優越的地位の濫用ではないか。

現在アニメーションを最も多く放送している局の契約書では、著作権表示についての明記がないし、二次利用等の権利及び付帯条件についても、テレビ局が独占的に有すると書かれている。アニメ放送でマジョリティを持っている局がこのような大きな問題を

抱えているというのは間違いのない事実である。さらに、この契約書では、BS、CS、CATVの一次使用を含めている。つまり、地上波放送局がたった一枚の契約書で地上波以外の権利も有することになっている。しかも、「有している」となると本来固有で持っているということになる。

また、現在キー局で深夜に放送されているアニメーションはローカル番組であり、電波の届く範囲は首都圏に限られている。しかし、テレビ局が二次利用で主張するのは、全国から上がった売上に対するパーセンテージである。つまり、電波の及ぶ範囲が首都圏に限られているのに、大阪で売れた商品のロイヤルティを要求してくる。今日の議論は、私が属する音楽業界にあてはめて原盤製作会社とレコード会社との関係、レコード会社とアーティスト・オフィスとの関係などを考える上で、示唆とアナロジーに富んでいる。メディアコンテンツ課の資料が、放送局系の音楽出版社の問題に触れていたが、これについては、最近、非常に厳しくなっている。

他方、今日の議論は製作会社と放送事業者の話が中心で、製作会社と元の権利者、つまり実演家や音楽制作者等の個々の権利者との関係に触れられていない。具体的に言うと、たとえば契約書モデル案の第4条は、本来は「本作品にかかる『映画製作者としての』著作権・・・」とすべきと思われる。こうしておけば、サウンドトラックについてもすっきりする。同様に、第6条2項も、弱い立場にある実演家を考慮していない。「本件作品の製作に参加することを『明示的に』約束しており・・・」といった書き方にして、契約の励行を促す内容を織り込むべきである。中小プロダクションは必ずしも財政的基盤がしっかりしておらず、そのプロダクションが放送局との交渉の中でのいるんなことを約束させられるということになると、これが最終的にはプロダクションと実演家や脚本家といった最も弱い個人との関係に影響してくる。したがって、実演家や脚本家はきちんとした契約を結んで自分の権利をまもる必要がある。

独禁法とか優越的地位の濫用といった言葉が出ると対立的に見てしまう傾向があるが、そうじゃない見方もあるのではないか。例えば、私はかつて某新聞に寄稿していて、今までに書いたもの及び今後書くものの著作権を一括して新聞社に預けるといった内容の契約書が来たことがある。私は、これを拒否したのだが、今自分の書いた作品が自分でもデータベースから引き出せなくて困っている。この契約書をいくら見ても、独禁法上はほとんど問題にならないだろう。それでもやはり、社会全体の公正という観点から見ると、一個ずつきちんと処理した方がいい。つまり、法で裁いて白黒つけるのではなく、契約書的にみて“この方がみんなのためになる”というやり方があると思われる。

平成8年に「デジタルコンテンツの流通研究会」が通産省で行われた。そのとき、コンテンツ制作者がなかなか成長しない要因として、資金調達の環境が整備されていないこと、二次加工や再編集が容易なデジタルコンテンツのマーケティング環境が整備されていないこと、権利関係が非常に不明瞭であることの三つが挙げられた。その当時と今の状況を比べてみると、メディアがどんどん広がってきているが、やはり権利

関係を明瞭にしなければならないし、マーケティング体制も製作会社と流通事業者と一緒に考えなければならない。しかし、一番の問題は、製作会社にお金がないことではないか。対放送局という問題とは別の、対金融機関という問題になるかも知れないが、製作会社の力を強めていくことが大事だと考える。

流通と製作の二元対立的なところに話が行ってしまうのはどうなのかと思う。

二つ質問させていただきたい。まず、アメリカにおけるコングロマリットについて、経済産業省や公正取引委員会はどのようにお考えか。つまり、先ほどから水平分離的な話が出ているが、かたやメディアコングロマリットは国を越えて大きくなっている。このあたりどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたい。

二つ目は、今回出されたモデル契約書について、これは、現状の問題改善のためのものか、それとも今後の目標として提示されたものなのか、その位置付けについてお聞かせいただきたい。

確かに二元対立論はいくらやっても離れていくばかりかも知れない。

メディアコングロマリットに関して、個々の経済主体の意向によって垂直なり水平にコングロマリットを形成していくことは確かにありうる。こうして形成されたコングロマリットによって、公正な競争が働かないといったような不利益が生じる場合については、独禁法で対応していくことになるだろうが、不適当な状況が出てこなければ、自由な経済活動に委ねていけばよいと考えている。

二つ目として、アニメ契約書モデル案は、単に現状を追認するものではなく、ブロードバンドを含めてアニメーションが今後マルチに展開されていくことをにらんでのものである。

メディコングロマリットというか、垂直方向への進出結合それ自体を否定するものではない。競争促進という観点からどんな制度が望ましいかという議論であって、けっして、今の事業体のあり方が望ましくないから分離しなさいという話ではない。

二元論になるのは、放送局を放送事業者としてのみ、とらえているからではないか。放送局は、製作・放送する事業者である。NHKはおそらく世界最大のプロダクションではないか。しかし、どうして放送局の中にいる製作者は優遇されて、局の外にいる製作者は優遇されないのか。放送局の製作部門は非常に大きくしかも有能なプロダクションであって、製作プロダクションにとってはライバルである。しかし、契約書を交わす段階になると、放送事業者と外部プロダクションという関係になってしまう。

ポータルサイト運営にかかわっていた経験から、二次利用者の立場で言えば、こういう対立はどうでもよいから、権利関係をはっきり書いてほしい。大体こうした内容は曖昧になっていることが多く、レベニューシェアがうまく行った場合は金の取り合いになる。うまく行かないと、誰が損失を負担するかということになる。最終的には力の強い者が勝って、その他の者は泣き寝入りである。こんなことが二度三度あると、馬鹿馬鹿しいから、やめた方がいいということになる。このような負のスパイラルにならぬよう、一次利用の時点で二次利用のことを考えて権利関係をきちっと書いておく必要がある。

また、コンテンツを地上波で放送している最中にウェブで流れてしまうという問題は確かにある。しかし、逆に言うと、誰かが空中波をハッキングして流してしまった時には、緊急避難的にウェブで流した方が逸失利益は少なくて済むといったこともある。これは少し勝手な言い方ではあるが、そういう点も含めてお考えいただきたい。

アメリカにおける集中排除の考え方では、確か、市場占有率というか受信可能世帯数が考慮されていたと思う。先日のニューヨーク大学のメイヤー先生も、“許認可の出口としての地上波を武器とした交渉力”といった言い方をされていたが、そういう経済合理的な集中排除に対する考えはあるのか。

経済産業省としては、そののところをどうこうする権限はないわけだが、実際にその状態がどういう問題を引き起こしているのかをみる必要がある。現段階においては、ブロードバンドが出てくることを含めて市場が動いているので、今すぐどうこうするのではなく、もうしばらく様子を見た方がいい。

独占禁止法の基本的な考え方としては、競争に与える影響を見ることになる。市場占有率が高くて、競争に与える影響が大きいかどうかである。

“メディアコングロマリットを否定するものではないが、競争政策上問題があった場合は駄目”といった趣旨のご発言があったが、日本でもアメリカのAOLタイムワナーに伍するような、ニュースコーポレーションに匹敵するようなコングロマリットを作っていくということを、国策として文化政策としてやっていこうというお考えはないのか。

アメリカは、コングロマリットを作ろうとして明示的にやっている訳ではないだろう。国策として国際メジャーを作っていこうという話は、仮にそう考えたとしても、少なくとも表に出して言うことではないと思われる。

公正取引委員会も経済産業省の案も、やや理念的な面が強い。今行われている契約慣行や実態について、プロダクション側にはかなり聞いたようだが、もう一方の放送局側からも聞いて、より実態を反映したものにしていきたい。

また、技術が変わって行く中で今後どのようにしていけばよいかということを考える必要がある。今は、現行の地上波中心の社会での契約書という議論だが、技術変化にどう対応していくかということも是非お考えいただきたい。

また大変難しい話ではあるが、電波という資源を幾つかの企業に優先的に割り当てているという状況についてどう考えるか。このあたりをもう少し明確にしていれば、一歩進んだ契約書案とか、独禁法でどのような規制をしていくかということになると思われる。

### 3.2 海外展開支援のあり方に関する提言

提言案に対してご意見をいただいたが、これを受けて最終的に直したものがお手許に配られている。これを事務局より説明し、ご意見があれば、微妙な調整をさせていただく。

前回からの大きな変更点は、「5. 業界からのその他の要望 (2)(3)」である。(2)の、アメリカのスペシャル301条のようなものということについては、各方面からいろんな意見があるのであまり明確には書いていないが、「貿易政策の観点から強い姿勢で・・・」と書かせていただいた。また、(3)については、前回何人かの委員からご意見があった。ここでは価値判断はしていないが、「特に銘記する」という形でテイクノートした。

前回輸入権について申し上げたのは、逆輸入の問題は今は音楽だけかも知れないが、今後はコンテンツ産業全般にかかわると言うことで申し上げた。

(3)の最後に「一部委員から・・・」と書かれているが、これでは本検討会としての意見ということにならないのではないかと。

この件に関しては、前回の著作権法改正時にもいろいろ議論があったとうかがっている。その際、産業界や消費者などから反対意見があったことも事実であり、そうした点も含めて考えるべき問題であろう。軽々に“直ちにやる”と言えるような簡単な問題ではないと認識している。したがって、(3)の扱いについては座長と相談させていただきたい。

#### 4. おわりに

今日うかがっていて、取引は様々かと思うし、それぞれにいい面もあれば悪い面もある。しかし、このあたりにプロダクションと放送局の認識のギャップがあるのも事実であろう。対立していても仕方ないので、こうしたギャップを埋めて、ビジネス全体をいかにして活性化していくかということにつなげていきたい。

なお、今回は、コンテンツ産業が自立していくために資金調達環境をどのように整備していけばよいかという問題を考えていきたい。

委員から発言があったように、原権利者や実演家の権利をどう考えるかは非常に重要である。原権利者や実演家の権利を大事にして、なおかつ資金を自分で集めてくるような、自立したプロダクションが育って欲しいという思いでモデル契約書を書いている。原権利者や実演家の権利をないがしろにしたり、お金は代理店頼りで権利だけは頂戴といったようなプロダクションを応援するつもりは全くないということをご理解いただきたい。

#### 5. 次回委員会

第8回検討会 3月14日午後2時～4時 テーマ：資金調達

(了)